

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年4月4日

支出負担行為担当官
東北防衛局長 市川 道夫

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：令和4年度住宅防音事業に係る事務手続補助等業務その1
- (2) 履行場所：八戸飛行場周辺
- (3) 業務内容：仕様書のとおり
- (4) 履行期間：契約日の翌日から令和5年3月31日まで

2 入札方法等

- (1) 本業務は、資料提出（入札説明書等の交付、競争参加資格確認申請書及び申請に際して必要な証明書等（以下「申請書等」という。）の提出）及び入札等を府省共通の「政府電子調達システム」（G E P S）により行う業務である。
ただし、政府電子調達システムにより難しい場合は、東北防衛局総務部契約課に届出をし紙入札方式に代えるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

3 競争参加資格

(1) 単体企業

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者でないこと。
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者でないこと。
- ウ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処され、又はこの法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- オ 住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務実施要項の制定について（防地防第1198号。27. 1. 30）（以下「実施要項」という。）8(6)イ(ア)aの規定により契約を解除され、その解除の日から起算して5年を経過しない者でないこと。
- カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人が前各号

又は次号のいずれかに該当する者でないこと。

- キ 法人であって、その役員のうちの前各号いずれかに該当する者があるものでないこと。
- ク 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者でないこと。
- ケ その者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）が前各号のいずれかに該当する者でないこと。
- コ その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって本委託業務の公正な実施又は本委託業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者でないこと。
- サ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- シ 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）（以下「防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）」という。）において、資格の種類「役務の提供等」がD等級以上に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。なお、令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）における東北地域の競争参加資格の認定がなされる者であること。
- ス 一般競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間において、防衛省から指名停止又は取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- セ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同事業体

ア 単独で委託業務が担えない場合は、適正に委託業務を遂行できる共同事業体を結成し、入札に参加することができる。その場合は、入札書類提出時までには代表者を定め、それ以外の者は構成員として参加するものとする。

なお、代表者及び構成員は、他の共同事業体に参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。

イ 共同事業体で入札に参加する場合には、代表者及び構成員は、(1)に規定する条件を満たすものとする。

ウ 共同事業体を結成するに当たっては、これを組織しようとする企業等は、次の(ア)から(ク)までに掲げる事項を規定した共同事業体結成に関する協定書により、協定を締結するものとする。

なお、共同事業体の構成員となる企業は、委託業務の実施に際し、業務完了報告書に添付された提出品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合における構成員間の責任の分担に関する事項及び業務遂行に伴う損害賠償に関する事項について、あらかじめ合意するとともに、請求手続に関する覚書を取り交わさなければならない。

(ア) 目的

共同事業体の構成員が、委託業務を共同連帯して営む旨を規定すること。

(イ) 共同事業体の名称

(ウ) 主たる事務所の所在地

(エ) 成立及び解散の時期

契約を締結した日から当該契約の終了後3月を経過する日までの間は、解散しないこと。

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

代表者は、委託業務の実施に関し、共同事業体を代表すること及び業務委託料の請求、受領及び共同事業体に属する財産を管理する権限を有すること。

(ク) 運営委員会

構成員全員をもって運営委員会を設けること及び当該運営委員会が共同事業体の運営において基本的かつ重要な事項を協議の上、決定し、委託業務の実施に当たること。

(ケ) 構成員の責任

構成員は、委託業務の履行に伴い共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

(コ) 区分経理

共同事業体は、委託業務に係る収入及び支出について、明確に区分して経理すること。

(カ) 権利義務の譲渡の制限

委託業務に係る権利義務は、他人に譲渡することができないものとする。

(シ) 構成員の加入に関する事項

新たに構成員を加入させようとする場合は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、加入させることができないこと。

(ス) 構成員の脱退、破産又は解散に対する処置

構成員のうちいずれかが脱退、破産又は解散した場合においては、他の構成員が共同連帯して委託業務を実施するものとする。

(セ) 代表者の変更

代表者が脱退、破産若しくは解散した場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、委託者の承認を得た上で、従前の代表者に代えて、他の構成員のいずれかを代表者とする。

(ソ) 解散後の契約不適合責任

委託業務の実施に関し、業務完了報告書に添付された提出品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは、共同事業体が解散した後においても、各構成員は共同連帯してその責に任ずること。

(タ) 協定書に定めのない事項

協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めること。

(3) 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係（これらと同視し得るものを含む。）がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社等（会社法第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）若しくは子会社等の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定

する会社等をいう。以下同じ。)である場合は除く。

(7) 親会社等と子会社等の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、次の(7)の規定については、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(7) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが、阻害されると認められる場合

組合とその組合員が同一の入札に参加している場合、上記(7)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係が認められる場合

(4) 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

ア 個人情報保護に関する要件

(7) 個人情報を適正に管理できることを証明できる者であること。

(イ) 地方防衛局及び東海防衛支局(以下「地方防衛局等」という。)が発注した委託業務において、個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた者(個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた他の者の役員が所属する場合を含む。)にあつては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定する認証機関のISMS認証等(以下「プライバシーマーク使用許諾等」という。)を得ていること。

イ 中立公平性に関する要件

次のいずれにも該当する者であること。

(7) 防衛省が行う住宅防音事業に係る工事、設計・監理又は設計図書審査補助業務若しくは完了確認補助業務(以下「住宅防音事業関連業務」という。)の請負者又は受託者(下請者及び再受託者を含む。)(住宅防音事業関連業務において補助金等の額の確定がされていない事案の請負者又は受託者及び本業務に係る契約を締結する日以降に住宅防音事業関連業務の請負者又は受託者になることが見込まれる者を含む。)(以下これらを「請負者等」という。)でないこと。

(イ) 本業務に係る契約を締結する日より前及び契約を締結する日以降において、請負者等と資本又は人事面において関連がある者(次の(a)から(c)までのいずれかに該当する者又はこれに準ずる者をいう。)でないこと。

a 請負者等と親会社等又は子会社等の関係にある場合

b 請負者等との間でいずれか一方の会社等が関連会社(会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。)である場合

c 請負者等との間において、一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねている場合

ウ 提案書に関する要件

提案書は、委託業務の実施体制を明記し提出すること。

エ アからウまでの規定は、(2)に規定する共同事業体を結成する全ての企業に適用する。

4 契約条項を示す場所

担当部局

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号

東北防衛局総務部契約課

TEL 022-297-8296 FAX 022-297-8241

E-mail keiyaku-th@tohoku.rdb.mod.go.jp

5 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和4年4月4日から同年4月26日まで。

イ 交付場所 政府電子調達システム（G E P S）

<https://www.geps.go.jp/>

ウ 交付方法 原則、電子データで交付を行う。

- ・文書類：PDF（Acrobat DC形式）
- ・仕様書類：PDF（Acrobat DC形式）
- ・申請書類：Word（2016形式）又はExcel（2016形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ その他 通信環境の不具合等のため、政府電子調達システム（政府電子調達システムの利用者申請をしていなくても同システムで入札説明書等のダウンロードは可能）から入手できない者は、紙媒体の提供を依頼することができる。

(ア) 窓口での交付

上記4において交付。なお、上記3の資格を有することを確認するため、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を入札説明書等交付の際に提出すること。その場合の提出期間は、令和4年4月4日から同年4月26日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時とする。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

(イ) 郵送での交付

上記4に入札説明書等を送付するための着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒及び、上記3の資格を有することを確認するため、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）と併せて、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）で送付する。また、郵送等前に必ず上記4の担当部局へ電話により連絡するものとする。

なお、この対応（宅配業者及び日本郵政の誤配及び遅送等を含む）により被った不利益や損害については、一切補償しない。

(2) 申請書等の提出期限等

ア 提出期限 令和4年4月18日正午まで

イ 提出方法 政府電子調達システム（G E P S）により提出する。ただし、紙入札方式による場合は、上記4に持参及び郵送等又は電子メールにより提出するものとし、詳細は入札説明書による。

ウ 提出書類

- ・紙入札方式参加届（別紙様式1）※紙入札方式の場合のみ
- ・一般競争参加資格確認申請書（別紙様式2）
- ・防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）（写し）

- ・個人情報管理に係る体制証明書（ただし、プライバシーマーク使用許諾等を得ている者は、当該許諾等を証明するものの写しの提出をもって代えることができる）
- ・中立性等証明書
- ・法人登記簿等の資本又は人事面について確認できる書類
- ・提案書

なお、参考のため本入札公告の末尾に入札説明書の別紙様式及び付紙第1、2、3を添付する。（これを編集したものを提出して頂いても構わない。）

(3) 入札書の提出期間等

- ア 提出期間 令和4年4月22日から同年4月26日正午まで
- イ 提出方法 政府電子調達システム（GEP S）により提出する。ただし、紙入札方式による場合は、上記4に持参及び郵送等により提出するものとし、詳細は入札説明書による。

6 開札の日時及び場所

- ア 日時 令和4年4月27日9時45分
- イ 場所 東北防衛局5階電子入札室

7 保証金

- 入札保証金 免除
- 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行青葉通代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 東北防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

8 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札の無効
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者がした入札
 - イ 資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札
 - ウ 支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時において3に掲げる資格のない者のした入札
 - エ 暴力団排除に関する誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態を生じさせた者のした入札
- (3) 落札者の決定方法
 - 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とする。
- (4) 手続における交渉の有無：無
- (5) 契約書作成の要否：要
- (6) 適用する契約条項
 - ア 個人情報の保護に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項
 - ウ 談合等の不正行為に関する特約条項
 - エ 債権譲渡禁止特約の部分的解除のための特約条項
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口：上記4に同じ。
- (8) 競争参加資格の格付を受けていない者の参加：上記3に掲げる競争参加資格の格付

を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) その他：詳細は入札説明書等、仕様書及び実施要領による。

令和 年 月 日

紙入札方式参加変更届

- 1 件 名 令和4年度住宅防音事業に係る事務手続補助等業務その1
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

電子調達システムの導入予定
あり（実施時期 年 月頃）
なし（実施しない理由

上記の案件は、電子調達対象案件ではありますが、当社においては電子調達システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加へ変更させていただきます。

(※ 上記の案件で使用する電子くじ番号：)

住 所
商号又は名称
代表者氏名
連 絡 先

支出負担行為担当官

東北防衛局長 市川 道夫 殿

- ※ 電子調達システムでの参加ができない理由を記載すること。
- ※ 電子くじ番号には、任意の3桁の数字を記載すること。
- ※ 捺印の必要はありません。

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東北防衛局長 市川 道夫 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
連 絡 先

令和4年4月4日付けで入札公告のありました令和4年度住宅防音事業に係る事務手続補助等業務その1に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でなく、入札公告2 競争参加資格に掲げるその他の条件を満たすこと並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札実施年度に有効な競争契約の参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し
- 2 個人情報管理に係る体制証明書（ただし、プライバシーマーク使用許諾等を得ている者は、当該許諾等を証明するものの写しの提出をもって代えることができる）
- 3 中立性等証明書
- 4 法人登記簿等の資本又は人事面について確認できる書類
- 5 提案書

以 上

個人情報管理に係る体制証明書

令和 4 年度住宅防音事業に係る事務手続補助等業務その 1 の実施に当たり、次の体制で本受託業務を行います。

内 容	○×
本受託業務を本人のみで行います。(使用人その他の従業者を使用しないで業務を行う場合)	

令和 4 年度住宅防音事業に係る事務手続補助等業務その 1 に関し、次のとおり個人情報管理に係る体制をとっていることを証明します。

No	内 容	○×
1	個人情報の管理要領を定めた規定類を整備している。	
2	個人情報の管理者が指名され、個人情報保護についての法人内の責任、役割分担が明確である等、個人情報を適切に取り扱う体制が整備されている。	
3	年 1 回以上、職員に対し、1 の規定類に係る周知徹底の措置(教育や研修)を実施している。	
4	個人情報を管理する部屋等について、物理的アクセス制御(個人情報を管理している部屋の出入口、書庫、金庫、机の引出し、倉庫等の鍵による管理)がされている。	
5	個人情報を管理するコンピュータについて、論理的アクセス制御(クライアントやサーバの暗号化やパスワードによる管理)がされている。	
6	個人情報の授受や破棄等について、確認書類や管理台帳等を作成し記録している。	

注：本人のみで、本受託業務を行う場合は、1 から 3 までの記載を要しない。

添付書類

- 1 個人情報の管理要領を定めた規定類(写し)
- 2 個人情報保護に関する管理者等が確認できる資料
- 3 過去一年の間に実施した教育・研修実施記録が確認できる資料

注：本人のみで、本受託業務を行う場合は、1 から 3 までの添付を要しない。

令和 年 月 日

法人名

(代表者名)

住 所

添付書類2の個人情報保護に関する管理者等が確認できる資料

個人情報保護に係る管理者等

1	個人情報保護管理者		
	氏名	所属及び役職	
2	個人情報保護監査責任者		
	氏名	所属及び役職	
3	個人情報の管理要領を定めた規定類に係る社内体制		
	担当者名又は役職名	役 割	担 当 業 務 範 囲

添付書類 3 の過去一年の間に実施した教育・研修実施記録が確認できる資料

個人情報保護に係る教育・研修実施記録

教育・研修の名称																													
開 催 日																													
使用テキスト																													
講師又は教育・ 研修担当部署																													
＜教育・研修の概要＞																													
受講者数 / 受講対象者数	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">役 員</td> <td style="width: 30%;">(</td> <td style="width: 30%;">名 /</td> <td style="width: 10%;">名)</td> </tr> <tr> <td>正 社 員</td> <td>(</td> <td>名 /</td> <td>名)</td> </tr> <tr> <td>派 遣 社 員</td> <td>(</td> <td>名 /</td> <td>名)</td> </tr> <tr> <td>出 向 社 員</td> <td>(</td> <td>名 /</td> <td>名)</td> </tr> <tr> <td>アルバイト等</td> <td>(</td> <td>名 /</td> <td>名)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="border-top: 1px dashed black; height: 5px;"></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>(</td> <td>名 /</td> <td>名)</td> </tr> </table>	役 員	(名 /	名)	正 社 員	(名 /	名)	派 遣 社 員	(名 /	名)	出 向 社 員	(名 /	名)	アルバイト等	(名 /	名)					合 計	(名 /	名)
役 員	(名 /	名)																										
正 社 員	(名 /	名)																										
派 遣 社 員	(名 /	名)																										
出 向 社 員	(名 /	名)																										
アルバイト等	(名 /	名)																										
合 計	(名 /	名)																										

- 注： 1 開催日時の順、教育・研修ごとに記入すること。
- 2 受講者数は、社員、正社員、派遣社員、出向社員、パート・アルバイト等に分けて記入すること。
- 3 教育・研修の概要については、教育の目的、内容等について記入すること。

中立性等証明書

1 本入札に参加するにあたり、下記について、相違ないことを証明します。

番号	内容	○×
1	防衛省が行う住宅防音事業に係る工事、設計・監理又は設計図書審査補助業務若しくは完了確認等補助業務の請負者、受託者、下請者又は再受託者ではない。	
2	過去に防衛省が行う住宅防音事業に係る工事、設計・監理又は設計図書審査補助業務若しくは完了確認等補助業務の請負者、受託者、下請者又は再受託者であって、同業務において補助金等の額の確定がされていない事案がある者ではない。	
3	本業務に係る契約を締結する日以降に防衛省が行う住宅防音事業に係る工事、設計・監理又は設計図書審査補助業務若しくは完了確認等補助業務の請負者、受託者、下請者又は再受託者になることが見込まれない。	
4	本業務に係る契約を締結する日より前及び契約を締結する日以降において、1から3に掲げる請負者、受託者、下請者又は再受託者のいずれかの者と親会社等又は子会社等の関係にない。（これに準ずる者も含まれる。）	
5	本業務に係る契約を締結する日より前及び契約を締結する日以降において、1から3に掲げる請負者、受託者、下請者又は再受託者のいずれかの者との間で、いずれか一方の会社等が関連会社ではない。（これに準ずる者も含まれる。）	
6	本業務に係る契約を締結する日より前及び契約を締結する日以降において、1から3に掲げる請負者、受託者、下請者又は再受託者のいずれかの者との間において、一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を兼ねていない。（これに準ずる者も含まれる。）	

2 当社と資本又は人事面において関連がある者は、次のとおりである旨申告します。

法人名	代表者役職・氏名	本社住所	法人番号 <small>(法人番号がない者は、全庁統一資格または防衛省競争参加資格登録番号を記載。いずれもない場合は「なし」と記載。)</small>

発注者から、資本又は人事面において確認ができる資料の提出を依頼された場合は、提出します。

3 防衛省が行う住宅防音事業に係る工事、設計・監理又は設計図書審査補助業務若しくは完了確認等補助業務の請負者、受託者、下請者又は再受託者となっている業務（補助金等の額の確定がされていない業務、契約を締結する日以降の業務及び資本又は人事面において関連がある者の業務を含む。）は次のとおりである旨申告します。

請負者、受託者、下請者又は再受託者の名称	請負者、受託者、下請者又は再受託者との関係	業務の名称	請負又は受託の期間

発注者から、防衛省が行う住宅防音事業に係る工事、設計・監理又は設計図書審査補助業務若しくは完了確認等補助業務の請負者、受託者、下請者又は再受託者となっている業務の確認ができる資料の提出を依頼された場合は、提出します。

※該当のない事項については、その欄に「該当なし」と記載すること。

※記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加して用いること。なお、別紙となる場合は、別紙にも記名すること。

令和 年 月 日

法人名
代表者役職・氏名
住所

提 案 書

件 名：令和 4 年度住宅防音事業に係る事務手続補助等業務その 1

本業務の実施体制について、次の体制で行うことを提案します。

- 1 主任者：（主任者とする者の氏名、職名及び経験等を記載する。ただし、2 名以上の主任者を提案する場合には、それぞれの主任者の有する権限を記載する。）
- 2 作業員：（作業員とする者の氏名、職名及び経験等を記載する。）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東北防衛局長 市川 道夫 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名
連 絡 先
代理人氏名
連 絡 先